



鳥取県土木工事共通仕様書の追加について（通知）

技術基準の種類:技術管理
通知日:平成2年10月19日

発管第155号
平成2年10月19日

部内各課長殿
各土木事務所長殿
鳥取港湾事務所長殿

土木部長

鳥取県土木工事共通仕様書の追加について（通知）

このことについて、平成元年9月21日付発管第111号で通知したところ
ありますが、コンクリートの共通仕様について下記のとおり追加します。

- 記
- 1 第4章無筋、鉄筋コンクリート第401条第4項の次に以下の
5項を追加する。
5 コンクリートの耐久性向上のためアルカリ骨材反応抑制対策について、
次のとおりとする。
- (1) 適用範囲
鳥取県土木部が建設する土木構造物に使用されるコンクリート及びコ
ンクリート工場製品に適用する。ただし、仮設構造物のように長期の耐
久性を期待しないでもよいものは除く。
- (2) 抑制対策
土木構造物に使用するコンクリートは、アルカリ骨材反応を抑制する
ため、次の4つの対策の中のいずれか一つを取らなければならない。
ア 安全と認められる骨材の使用
骨材のアルカリシリカ反応性試験（化学法またはモルタルバー法）
(注)の結果で無害と確認された骨材を使用する。
イ 低アルカリ形セメントの使用
JIS R 5210ポルトランドセメントに規定された低アルカリ形セメン
トに適合したセメントを使用する。
ウ 抑制効果のある混合セメント等の使用
JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント（B種またはC種）
あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュ
セメント（B種またはC種）、もしくは混合材を混合したセメントで
アルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。
エ コンクリート中のアルカリ総量の抑制
アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンク
リート1m³に含まれるアルカリ総量をNa₂O換算で3.0kg以下に
する。
なお、海水又は潮風の影響を著しく受ける海岸付近において、イ
、ウまたはエのいずれかの対策をとる場合で、アルカリ骨材反応によ
る損傷が構造物の安全性に重大な影響を及ぼすと考えられる場合には、
塩分の浸透を防止するための塗装等の措置について、監督員と協議す
るものとする。
(注) JIS A 5308レデーミクストコンクリートの附属書7「骨材のア
ルカリシリカ反応性試験方法（化学法）」または附属書8「骨材
のアルカリシリカ反応性試験（モルタルバー法）」を用いる。
- 2 土木工事施工管理基準第4章品質管理
(6)セメント・コンクリート及び(8)コンクリートダムにおいて骨
材のアルカリシリカ反応性試験の管理方法を下記のとおりとする。

管理方法	
旧	新
アルカリ骨材反応抑制対 策として安全と認められる 骨材を使用する場合につ いて管理する。	土木工事共通仕様書第401条第5項 の抑制対策のうち、「ア安全と認めら れる骨材の使用」の対策をとる場合につ いて管理する。